

(広報資料)

令和 5 年 3 月 1 3 日
京 都 市 都 市 計 画 局
〔担当 都市企画部都市計画課〕
電話 075-222-3505

第 7 8 回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第 7 8 回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和 5 年 3 月 2 9 日 (水) 午後 2 時～

2 開催場所

ホテルルビノ京都堀川 みやこの間
(京都市上京区東堀川通下長者町下る 3 - 7)

3 付議案件 (予定)

- (1) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)
(2・2・117号 松賀茂公園)
- (2) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)
(3・3・150号 深草西浦南公園)
- (3) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 用途地域の変更について
(京都市決定)
- (4) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の変更について
(京都市決定)
- (5) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 防火地域及び準防火地域の変更について (京都市決定)
- (6) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の決定について
(京都市決定) (外環状線等沿道特別用途地区)
- (7) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 特別用途地区の決定について
(京都市決定) (産業集積特別工業地区)
- (8) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 特定用途誘導地区の決定について
(京都市決定) (らくなん進都鴨川以北地区)

4 会議の傍聴

(1) 傍聽定員

10人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後１時３０分から午後１時４５分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

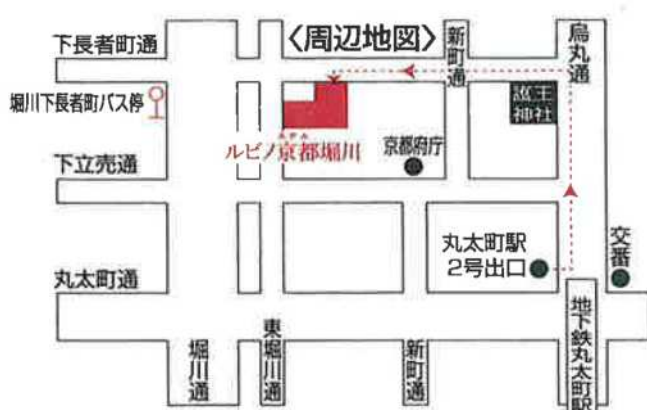
(3) その他

- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規定第6条第2項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件(1)及び(2)の説明が終わるまで）に限り可能です。

なお、録画撮影を希望される場合、会場設営の都合上、3月28日（火）午後4時までに御連絡ください。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、非公開となることがあります。

5 会場周辺図



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町駅」徒歩約15分
京都市営バス「堀川下長者町」徒歩すぐ

※ 公共交通機関を御利用のうえ、
お越しください。

(参考：付議案件について)

1 公園の変更について（2・2・117号 松賀茂公園）

持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に転換を図るため、松賀茂公園の未整備の計画区域を廃止するものです。

2 公園の変更について（3・3・150号 深草西浦南公園）

持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に転換を図るため、深草西浦南公園の未整備の計画区域を廃止するものです。

3 用途地域の変更について

暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、用途地域を変更するものです。

4 高度地区の変更について

暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、高度地区を変更するものです。

5 防火地域及び準防火地域の変更について

暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、用途地域の変更に併せて、防火地域及び準防火地域を変更するものです。

6 特別用途地区の決定について（外環状線等沿道特別用途地区）

地下鉄東西線や新十条通の整備などにより高まった市内中心部や南部方面等へのアクセス性をいかし、幹線沿道・沿線を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能を誘導し、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出が図られるよう、まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるような賑わいと潤いある都市空間の形成を図ることを目的に、用途地域等の変更に併せて、「外環状線等沿道特別用途地区」を定めるものです。

7 特別用途地区の決定について（産業集積特別工業地区）

都市同士がまちの魅力や活力を相互に高め合う好循環を生み出し、「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点の形成が図られるよう、新たな産業拠点づくりが進展する向日町駅周辺や職住近接などの新しいまちづくりが進展する淀駅周辺の工業地域において、隣接市町の都市開発や将来的な基盤整備との一体的な都市機能の集積を図ることを目的に、用途地域等の変更に併せて、「産業集積特別工業地区」を定めるものです。

8 特定用途誘導地区の決定について（らくなん進都鴨川以北地区）

国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の知の集積地として、クリエイティブな人々や若い世代をひきつける新たな拠点の形成が図られるよう、土地の大街区化や高度利用により事務所及び研究施設を力強く誘導することを目的に、「特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）」を定めるものです。